

千葉県報

号外
令和6年10月29日

主要目次

告示

○ 特定猟具使用禁止区域の指定（八件）

告

示

千葉県告示第五百二十三号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十五条第一項の規定により、特定猟具使用禁止区域を次のとおり指定した。

令和六年十月二十九日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 名称

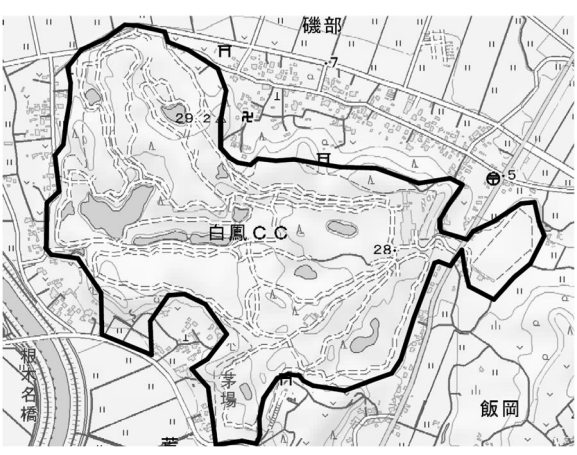
白鳳カントリー倶楽部特定猟具使用禁止区域

二 区域及び区域図

1 区域

成田市磯部八番地ほか三二二筆の白鳳カントリー倶楽部区域内

2 区域図



備考 この地図は、国土地理院発行の電子地形図二五〇〇〇を加工して作成した。

三 面積

七〇ヘクタール

四 存続期間

令和六年十一月一日から令和十六年十月三十一日まで

五 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

千葉県告示第五百二十四号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十五条第一項の規定により、特定猟具使用禁止区域を次のとおり指定した。

令和六年十月二十九日

千葉県知事 熊谷 俊人

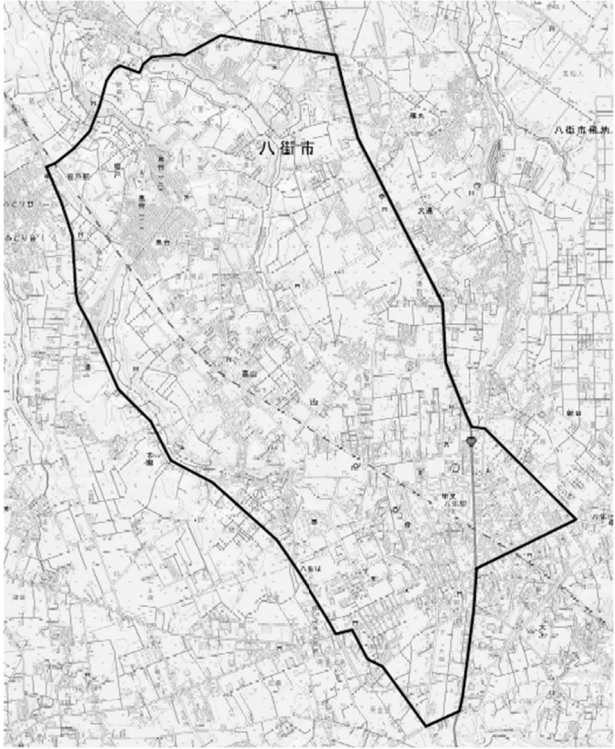
一 名称

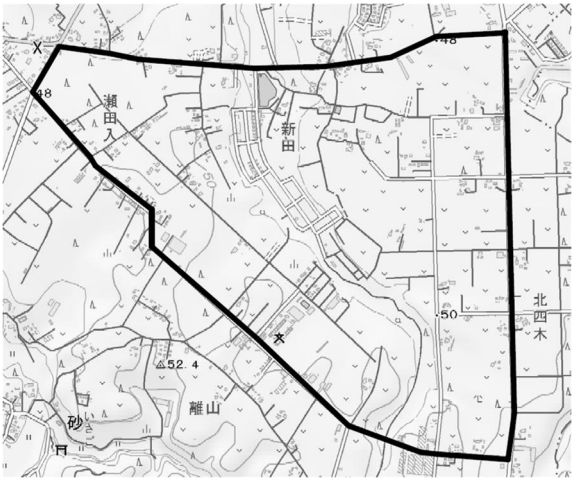
大栄工業団地特定猟具使用禁止区域

二 区域及び区域図

1 区域

成田市吉岡地先の国道五一号と成田市市道二三一一〇八二吉岡六号線との接点を起点とし、同所から同市市道二三一一〇八二吉岡六号線を北西へ進み同市市道二三一一〇三吉岡二号線との接点に至り、同所から同市市道二三一一〇三吉岡二号線を南西へ進み同市市道二三一一〇三吉岡二号線との接点に至り、同所から同管理道路を北東へ進み同市市道二三一一〇四吉岡四号線との接点に至り、同所から同市市道二三一一〇四吉岡四号線を南西へ進み国道五一号との接点に至り、同所から国道五一号を南西へ進み起点に至る線で囲まれた区域

千 葉 県 報			令和6年10月29日（火曜日）		号外第67号
千 葉 県 告 示 第 五 百 二 十 五 号			千 葉 県 告 示 第 五 百 二 十 六 号		
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十五条第一項の規定により、特定猟具使用禁止区域を次のとおり指定した。 令和六年十月二十九日			鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十五条第一項の規定により、特定猟具使用禁止区域を次のとおり指定した。 令和六年十月二十九日		
五 禁止に係る特定猟具の種類 銃器			五 禁止に係る特定猟具の種類 銃器		
四 存続期間 令和六年十一月一日から令和十六年十月三十一日まで			四 存続期間 令和六年十一月一日から令和十六年十月三十一日まで		
三 面積 四五ヘクタール			三 面積 八六三ヘクタール		
備考 この地図は、国土地理院発行の電子地形図二五〇〇〇を加工して作成した。			備考 この地図は、国土地理院発行の電子地形図二五〇〇〇を加工して作成した。		
					
2 区域図			2 区域図		
一 名称 八街中央特定猟具使用禁止区域			一 名称 八街中央特定猟具使用禁止区域		
二 区域及び区域図			二 区域及び区域図		
1 区域 八街市八街ほ地先の県道千葉八街横芝線と国道四〇九号との交点を起点とし、同所から国道四〇九号を南西へ進み県道千葉川上八街線との接点に至り、同所から県道千葉川上八街線を南西へ進み八街市市道六区一号線との交点に至り、同所から同市市道			六区一号線を北西へ進み県道千葉八街横芝線との接点に至り、同所から県道千葉八街横芝線を南西へ進み県道成東酒々井線との交点に至り、同所から県道成東酒々井線を北西へ進み同市市道一〇三号線との接点に至り、同所から同市市道一〇三号線を北東へ進み同市市道一〇二号線との接点に至り、同所から同市市道一〇二号線を北東へ進み国道四〇九号との接点に至り、同所から国道四〇九号を南東へ進み同市市道一区一号線との接点に至り、同所から同市市道一区一号線を南東へ進み県道千葉八街横芝線との接点に至り、同所から県道千葉八街横芝線を南西へ進み起点に至る線で囲まれた区域		

一 名称 吉倉特定猟具使用禁止区域 二 区域及び区域図	三十五条第一項の規定により、特定猟具使用禁止区域を次のとおり指定した。 令和六年十月二十九日 千葉県知事 熊谷 俊人
1 区域 八街市四木地先の八街市市道一一四号線と同市市道一一六号線との接点を起点とし、同所から同市市道一一六号線を南東へ進み同市市道四木二八号線との接点に至り、同所から同市市道四木二八号線を北西へ進み同市市道二一六号線との接点に至り、同所から同市市道二一六号線を北西へ進み同市市道一一五号線との接点に至り、同所から同市市道一一五号線を北東へ進み同市市道一一四号線との接点に至り、同所から同市市道一一四号線を南東へ進み起点に至る線で囲まれた区域 2 区域図	一 名称 富里市日吉倉地区特定猟具使用禁止区域 二 区域及び区域図 1 区域 富里市日吉倉地先の富里市市道〇一一〇二号線と同市市道一一〇一二九号線との接点を起点とし、同所から同市市道一一〇一二九号線を北東へ進み成田市市道七一二六三号線との接点に至り、同所から同市市道七一二六三号線を北東へ進み根木名川右岸堤防東側法^の肩との接点に至り、同所から根木名川右岸堤防東側法^の肩を南東へ進み同市市道七一一三七号線との接点に至り、同所から同市市道七一一三七号線を南西へ進み富里市市道一一〇一四一四号線との接点に至り、同所から同市市道一一〇一四一四号線を南西へ進み同市市道〇一一〇二二号線との接点に至り、同所から同市市道〇一一〇二二号線を北西へ進み起点に至る線で囲まれた区域 2 区域図
三 面積 二二五ヘクタール 四 存続期間 令和六年十一月一日から令和十六年十月三十一日まで 五 禁止に係る特定猟具の種類 銃器 備考 この地図は、国土地理院発行の電子地形図二五〇〇〇を加工して作成した。 	三 面積 二二ヘクタール 四 存続期間 令和六年十一月一日から令和十六年十月三十一日まで 五 禁止に係る特定猟具の種類 備考 この地図は、国土地理院発行の電子地形図二五〇〇〇を加工して作成した。 

千葉県告示第五百二十七号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第

五

千
葉
県

報

令和6年10月29日（火曜日）

銃器

千葉県告示第五百二十八号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十五条第一項の規定により、特定猟具使用禁止区域を次のとおり指定した。

令和六年十月二十九日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 名称

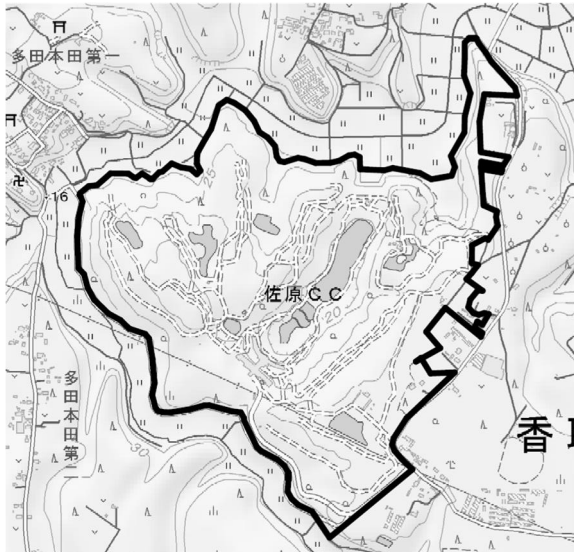
佐原カントリークラブ特定猟具使用禁止区域

二 区域及び区域図

1 区域

香取市多田八九番ほか三九七筆の佐原カントリークラブ区域内

2 区域図



備考 この地図は、国土地理院発行の電子地形図二五〇〇〇を加工して作成した。

三 面積

七六ヘクタール

四 存続期間

令和六年十一月一日から令和十六年十月三十一日まで

五 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

千葉県告示第五百二十九号

千
葉
県

報

令和6年10月29日（火曜日）

銃器

千葉県告示第五百三十号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十五条第一項の規定により、特定猟具使用禁止区域を次のとおり指定した。

令和六年十月二十九日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 名称

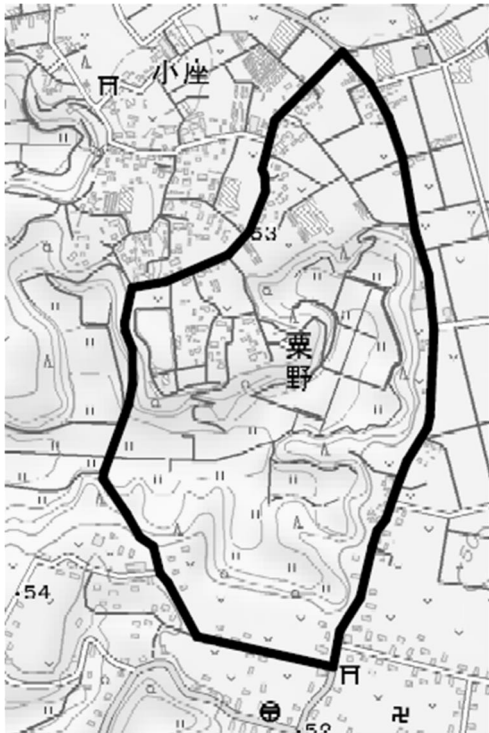
東庄町栗野特定猟具使用禁止区域

二 区域及び区域図

1 区域

香取郡東庄町栗野地先の香取郡東庄町道三〇二九号線と県道小見川海上線との接点を起点とし、同所から県道小見川海上線を南東へ進み同町町道三〇八八号線との接点に至り、同所から同町町道三〇八八号線を北西へ進み同町町道三〇三八号線との接点に至り、同所から同町町道三〇三八号線を北西へ進み同町町道三〇三九号線との接点に至り、同所から同町町道三〇三九号線を北東へ進み同町町道三〇二九号線との接点に至り、同所から同町町道三〇二九号線を北東へ進み起点に至る線で囲まれた区域

2 区域図



備考 この地図は、国土地理院発行の電子地形図二五〇〇〇を加工して作成した。

三 面積

四二ヘクタール

四 存続期間

令和六年十一月一日から令和十六年十月三十一日まで

五 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

千葉県告示第五百三十号

購読料
本号
一部

一八円

購読申込先
発行者
千葉県中央区市場町一番一号

千 葉 県
〇四三（二二三）二六五八